

官報

号外

昭和五十八年三月三日

第九十八回 衆議院會議録 第九号

昭和五十八年三月三日(木曜日)

議事日程 第七号

昭和五十八年三月三日

正午開議

第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

日程第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案(内閣提出)

昭和五十八年三月三日 衆議院會議録第九号

議員請暇の件 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

議員請暇の件

中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

午後零時五十九分開議

○議長(福田一君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(福田一君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

小泉純一郎君及び福田勉夫君から、三月四日より十一日まで八日間、右いずれも海外旅行のため、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも許可するに決しました。

中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

○議長(福田一君) 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名を行います。

○保利耕輔君 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名については、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(福田一君) 保利耕輔君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、動議のごとく決しました。

議長は、中央選挙管理委員会に

- 近藤 英明君 堀家 嘉郎君
 - 伊達 秋雄君 鬼木 勝利君
 - 及び 中沢伊登子君
- を指名いたします。

また、同予備委員に

- 吉岡 恵一君 萩原 博司君
 - 遠藤 隆次君 松尾 信人君
 - 及び 岡本 丈君
- を指名いたします。

日程第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に関する調査特別委員長中野四郎君。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔中野四郎君登壇〕

○中野四郎君 ただいま議題となりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、公職選挙法改正に関する調査特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における賃金及び物価の変動等にかんがみまして、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするものであります。すなわち、投票所経費、開票所経費、選挙公報発行費、ポスター掲示場費等の基準額を改めよう

昭和五十八年三月三日 衆議院会議録第九号

電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るため

とするものであります。

なお、この法律は、公布の日から施行し、施行後その期日が公示されまたは告示される国会議員の選挙等から改正後の基準額を適用することとなるよう所要の措置を講ずるものとしたしてあります。

本案は、去る二月一日日本特別委員会に付託され、二月二十三日山本自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第二、電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案、日程第三、電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長左藤恵君。

電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案及び同報告書

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔左藤恵君登壇〕

○左藤恵君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、電話加入権に対する質権の設定の状況等にかんがみ、電話加入権に質権を設定することができる制度の存続を図る等所要の改正を行おうとするものであり、改正の第一点は、電話加入権に質権を設定することについて、昭和五十八年四月一日以後も当分の間許容することとし、第二点は、質権の設定の登録をする場合等の手数料の額について、日本電信電話公社が郵政大臣の認可を受けて定めることとしております。

その他、所要の規定の整備を行い、法律の施行期日は、公布の日となっております。

次に、電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案について申し上げます。

本案は、電信電話等の需要を充足するための態勢を整ったことにかんがみ、加入電話加入申込者等による電信電話債券の引受制度を廃止しようと

するものであり、その内容は、電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を昭和五十八年三月三十一日から廃止することとするものであります。

本委員会におきましては、去る一月二十八日両法律案の付託を受け、二月九日松垣郵政大臣から両法律案の提案理由の説明を聴取、昨日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、両法律案は、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 両案を一括して採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(福田一君) この際、内閣提出、昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。大蔵大臣竹下登君。

〔国務大臣竹下登君登壇〕

○国務大臣(竹下登君) 昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、わが国の財政事情は一段と厳しさを加えております。このような中で、特例公債依存体質からの脱却に努めるなど、財政の対応力の回復を図ることは、今後の財政運営の緊急かつ重要な課題であると考えております。このため、政府は、昭和五十八年度予算において、歳入歳入両面で徹底した見直しを行ったところであり

まず、歳出につきまして、概算要求段階で画期的なマイナスシリーングを採用するとともに、その後の予算編成に当たり、聖域を設けることなく徹底した削減を行いました。その結果、昭和五十八年度の一般歳出の規模は、昭和三十年以来初めて前年度を下回りました。

他方、歳入につきましても、きわめて厳しい財政事情にかんがみ、極力その見直しを行い、特別会計、特殊法人からの一般会計納付等、税外収入について格段の増収努力を払ったところでありました。しかしながら、これらの措置をもってしても、なお財源が不足するため、昭和五十八年度におきましては、特例公債の発行を行うこととするほか、国債費定率繰り入れ等を停止せざるを得ない状況にあります。

本法律案は、以上申し述べましたうち、特例公債の発行等、昭和五十八年度の財政運営に必要な財源を確保し、もって国民生活と国民経済の安定に資するために必要な特別措置について定めるものであります。

すなわち、本法律案は、昭和五十八年度における特例公債の発行及び国債費定率繰り入れ等の停止について定めるとともに、同年度における自動

車損害賠償責任再保険特別会計、あへん特別会計及び造幣局特別会計からの一般会計への繰り入れ並びに日本電信電話公社及び日本中央競馬会からの国庫納付の特別措置について定めております。

以上、昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案の趣旨について御説明申し上げましたが、政府といたしましては、今後とも財政改革という考え方に立って、歳入歳入構造の基本的な見直しを行うこととし、特例公債依存体質からの脱却に努めるなど、財政の対応力の回復を図ってまいる所存であります。(拍手)

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(福田一君) たいだいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。野口幸一君。

〔野口幸一君登壇〕

○野口幸一君 私、日本社会党・護憲共同を代表いたしましたして、たいだいま議題となりました昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案について、総理並びに関係大臣に対し、若干の質問を行います。

いまわが国の財政は、いまさら言うまでもなく、未曾有の危機にございます。毎年毎年恒例のごとくこのような法案を提出しなければならぬことこそ、すでに異常なことでございます。きわめて遺憾な事態であると言わねばなりません。このため、財政法の精神を踏みにじり、特例という名

の特例をもって赤字国債を乱発し、年々累増の途をたどり、本年発行予定の特例公債六兆八千八百億円を認めることとした場合、五十八年度末における累積総額は百九兆七千億円に達し、国民一人当たりの借財はおよそ百万円という莫大なる金額を背負わされることになるのであります。加えて、地方財政における累積起債額も五十兆円に及んでおり、国民の将来負担を考えますと、まことに慄然たるものがあるのでござい

ます。鈴木前総理は、昭和五十九年度に赤字国債から脱却、六十年より完全償還する予定を公約し、それに政治生命をかけると言明されました。しかし、御存じのようにその約束は水泡に帰し、昨年末の臨時国会では、補正を加え実に七兆三千九百億円の特別公債を発行し、公債総額は九十六兆八千億円になり、当初の公約は全くお題目に終わったのであります。今日、五十九年度赤字国債の脱却ということが夢の中の夢であり、全くその可能性はありません。

しかし、後継内閣の中曽根総理は、いまだ五十九年赤字国債脱却を断念したと言明されず、文字どおり暗中模索のありさまであります。あの口数の少ない鈴木総理でさえ、五十九年度赤字国債脱却と言いつつ切ったのでありますから、あなたがその脱却の期限を明言できないはずはないと思うのであります。総理、一体いつまでこの特例公債発行体制を続けられるおつもりか、お答えをいただきたいと存じます。

さて、政治の使命は、社会の未来を語り、そこに万象樂土を切り開き、国民福祉、公共福祉のために存在するものであると考えます。総理は、就

任以来三カ月の間に韓国を訪問し、またアメリカにも訪れ、日米関係強化といわれる一連の行動を矢張り早に実行されました。事の正否にかかわらず、その対応の早さには一応敬服いたします。

しかしながら、事経済政策に関しましては、全く無為無策、まことに消極的であり、財政再建に対する熱意もろくろく知れないありさまであります。財政の再建の到達目標、予定年度すら、あるときは五、六年先と言いつつ、また十年から十五年以上の長期を要すると言われているとも伝えられ、全く雲をつかむような話が総理の口から流れているのであります。

総理、財政再建の課題は突然浮上したものでなく、昭和五十年、第一次オイルショック以後の基本的政策であります。各内閣は、それぞれ組閣と同時にその基本政策を明確に示し、みずからの政治姿勢の基礎として、すべての政策展開を行ってきたのであります。中曽根内閣に至っては、特に前内閣の崩壊の直接の原因が経済政策の破綻であった以上、特にその運営の基本理念を明らかに

お答えいただきたいのであります。いまさら言うまでもないことでありますが、総理がアメリカを訪問された際、新聞記者に対し、不沈空母あるいは三海峡封鎖などの発言内容は、日本国民はもとより、アジアのすべての人々

がその政治感覚の古きに耳を疑ったのであります。それが、それよりも、財政的にはまさに日本列島は沈没寸前であることをよもやお忘れになつてゐるのではあるまいと思つたのであります。総理にお尋ねいたしますが、今日の財政危機の状況をどのように見ていらっしゃるのか、どのよう

す。

この点はきわめて重要な問題でありまして、現在の世界、日本も例外ではありませんが、深刻な不況の最中にあり、しかも長期化しています。したがって、税収は極度に低下していることは御存じのとおりであります。歳入に合わせずて歳出をカットすればよいというような単純な財政対策ではできないことは当然であります。財政の構造的赤字の脱却のために行革は必要でありましょう。しかし、同時に、長期化した不況下であるだけに、景気の調節をどう実現するのか、これが重要な経済の活性化をどう実現するのか、これが重要なポイントであります。景気対策に対する方針はどのようにお考えになつていらっしゃるのか、ぜひお聞かせ

いただきたいと思つたのであります。いま、いかにして財政の健全化を図るかという問題は、一方においてはその根底に税収の取税率をいかに伸長させるかという点にあります。国民が税の不公平、不公正に対して大いなる不満を抱いていることは十分お気づきのことと存じます。

総理、その不公平は正の第一点は、クロヨンと言われる階層間の不公平、大小企業間の負担の不公平の是正、インフレ利得者には応能の原則に従つた公正な課税を断行し、勤労階層には大幅減税を行うことこそ最も重要なことと存じます。税の不公平は租税正義に反し、犠牲の平等に反するものであります。決して税収増加につながるものではありません。むしろ、税の正しい義務感を反発するものでありましょう。特にサラリーマンにつきまして、六年間もそのまま放置されている課税最低限問題につきましては、この際その是正を明らかにしていただきたいのであります。

昭和五十八年三月三日 衆議院會議録第九号

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案の趣旨説明に対する野口幸一君の質疑

減税につきましては、勤労者はもとより、主要企業百社のうち七〇％の代表も賛意を表明され、全く国民の声であります。この際、総理の口から、いづころ、いかほど、どのように減税を實行するか、はっきりとお答えいただきたいのでございます。

また、本日提案されております財源確保のための諸案は、余りにも苦し紛れにかき集めた財源であります。一応それぞれに理屈が立つように並べてございますが、しかし、その中で日本電信電話公社臨時国庫納付金の納付の特例に至りましては全く理解に苦しむものであります。

本来、この納付金は、利益剰余金として建設資金に回し国民へ還元しておりましたものを削減してつくり出したものでありまして、公社法に違反するものであります。しかも、本年度にありましては、その納付金を前倒しの形で先取りして納入せしめようとするものであります。この根拠となる法律法令の運用をお伺いしたいのであります。

また、前倒しを行いますとするならば、当然公社はその負担が増大し、およそ百億円に及ぶ金利損失になるわけでありますが、これは公社負担になるのでありますか、それとも国が持つのでありますか、この点を明白にいただきたいのであります。

今日、特に電電公社の収支についてはまことに

厳正な御指導、御批判がされている反面、政府が納付金をさせることによって生ずる損失金利についてはいかがお考えになっておられるのか、この点も郵政大臣からはっきりとお答えをいただきたいと思っております。

次に、増税問題について伺います。

今日、臨時調査会は、再度にわたり、「増税なき財政再建」を重ねて強調されております。また、一方政府は直間比率の改定を考えています。昭和五十八年度はもとより、昭和五十九年度においても、大型消費税と言われる間接税の導入は一切行わないと言明されますか。また、所得税減税をえさにして大幅な間接税の増税を考えておられるのではないかと心配いたします。大蔵大臣の御所信をこの際はっきりと伺いたたいのであります。

最後に、この際お尋ねいたしておきたいものがござります。

臨時調査会第四部会におきまして、郵便貯金のあり方につきましまして、その改革の基本方針なるものを示されております。すなわち、自由主義を根幹とするわが国の経済においては、国が行う事業は、市場原理だけにゆだねておくのが適当でない分野について民業を補完することを基幹とすべきであるという趣旨の御提言があるわけでございます。

わが国の経済政策の重要な柱でもあります財政投融資資金のうち、常時その三分の一以上の資金

を提供してまいりました郵便貯金であります。この臨調の趣旨は、民間金融機関が行政改革の名において郵便貯金の持つ占有率を改めさせようとするものであります。言うまでもなく、郵便貯金は長い歴史と伝統の上に国民の協力によって今日に至っておりますが、もし民間金融機関が郵便貯金の占有率に競合するとすれば、民間金融機関も同じ商品を開拓しまして、自由に国民の選択、診断にゆだねるのが正しいと考えるのであります。

また、郵便貯金も一層サービスを向上させ、国民のニーズにこたえることのできるよう努力すべきことはもちろんのことです。

臨調答申を利用してその市場占有率を変えさせようということは全く反対であります。この際、郵便貯金は民間金融機関の補完機構とすべきであるという臨調の意見に対し、総理並びに大蔵大臣、郵政大臣、それぞれの意見をお聞かせいただきたいと思っております。

総理、政治には実力の政治、理念の政治、のりを越えない政治などが求められております。中曾根政治はそのどれに該当するのか、私は私なりに分析いたしました。残念ながら今日では、すなわち多数を背景にした実力本位の政治を志向されているやにうかがえるのであります。非常に危険な姿勢を見るのであります。

総理、政治の指導者は常にみずから厳しく、理性を失わず、国会を尊重し、のりを越えない政

治を行っていただきたいと望むものであります。最後に、総理の政治哲学をあわせお伺いして、質問を終わりたいと存じます。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 野口議員の御質問にお答えをいたします。

まず、赤字公債脱却の時期いかんという御質問でございました。

五十九年度特例公債依存体質からの脱却につきましては、わが国を取り巻く環境が大きく変化いたしました。その実現は困難になったとすでに申し上げておるところでございます。そして、財政の対応力を至急回復するということが刻下の急務であると考えております。そのために、財政改革を断行いたしまして、歳入歳入を全面的に、構造的に見直す必要があると考えております。これらはいずれも特例公債依存体質からの脱却と、さらには公債依存度の引き下げということを目標として行いたいと思っております。

ただ、いつ脱却できるかという御質問でございますが、的確な数字を明示することはきわめて困難であると思っております。まず、経済につきまして中長期的な展望あるいは指針とも言うべきものをつくり、それにあわせて財政改革の方向をつくり上げて、それらとの並びにおきましてこの特例公債からの脱却という問題も検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、経済運営の基本理念を明らかにせよとい
う御質問でございます。

五十八年度の経済運営に当たりましては、まず
物価の安定を基礎としつつ、国内民間需要を中心
とした景気の着実な回復を図って、これを安定さ
せていくということ、そして雇用の安定を確保す
る一方、行財政改革を着実に推進をし、また自由
貿易体制を堅持いたしましたして、調和ある対外経済
関係を確立するということがわれわれの基本方針
でございます。

このような観点に立ちまして、まず国内民間需
要を中心とした景気の着実な拡大を実現して、雇
用の安定を図るべく施策をやっております。物価
の安定というものをまた最も重視しており、最近
顕著にその効果は上がっております。行財政改革
を強力にかつ総合的に推進するということも断行
してまいりついでございますし、調和ある対外
経済関係を形成する、いわゆる貿易摩擦等を解消
していくということも基本方針の一つであり、経
済社会の中長期的に均衡のとれた発展の基礎づく
りを行いたいというのが私たちの考え方でござい
ます。

次に、財政危機の認識について御質問がござい
ました。

わが国財政は、五十年代前半の第一次石油危機
の後、深刻な不況に見舞われまして、大量の特例
公債等の公債に依存しつつ、その結果ある程度の

経済的な成果を得てまいったと思っております。
しかし、その結果巨額の公債が累積したすと同時
に、大幅な財政の赤字というものが現出いたしま
した。

このために、財政の対応力の回復を図るべく、
歴代内閣は努力してまいりてきておるところでござ
います。五十八年度予算におきましても、歳出
の徹底した節減合理化を行いまして、いわゆるマ
イナスシリングを断行したところでございます。ま
た、今後とも歳入増進の徹底した合理化、適
正化を進めることによりまして、できるだけ早期
に特例公債依存体質からの脱却、公債依存度の引
き下げに努力してまいる所存でございます。

最近、在庫調整も進展をいたし、また物価の
安定がきわめて堅実に進行しております。その
上、世界経済の回復の徴候もやや見えてまい
り、内需を中心とした自律的な回復の道を歩ん
でいくものと期待しております。なお、最近石油の
価格が下落しつつあるということも良好な条件に
付加されておると考えております。

景気対策について御質問がございましたが、た
だいまお答えを申し上げましたような方針に基づ
きまして、機動的な政策運営に努めて、民間の活
力が最大限に発揮されるような環境づくりを行
いつつ実行してまいりたいと思っております。この
間も、各省の事務次官等呼びまして、できるだけ
規制を解除して、それによって民間が自由に活

動できるような環境をそろえて景気回復に資する
ようにと、特に指示してきたところでございま
す。

このような観点から、金融政策を適切かつ機動
的に運営し、中小企業の設備投資促進のための税
制上の措置等を推進することによりまして民間投
資を喚起し、また、住宅政策を税制上、金融上か
らも格段に進めまして、さらに、基礎素材産業関
係の活性化や中小企業の経営の安定化を図るた
め、きめ細かい政策を進めてまいりついでござ
います。

サラリーマン減税について御質問がございま
した。
財政事情困難な時期ではあります。政府とい
たしましては、与野党の合意を尊重し、財政改革
の基本的考え方方を踏まえつつ、減税実施のため真
剣に検討を進めてまいりついでございます。

減税の実施につきましては、税制調査会におけ
る審議や今後の税収動向等も見守りまして、減税
の規模、時期等も検討してまいりたいと思ってお
るところでございます。

がございましたが、私は、あくまで、政治には理
想がなければならぬと思っております。国民的
な合意の中に政治の理想を追求して、しかもそれ
を現実的立場に立って着実に実践していく、こう
いう立場に立って自由民主主義を基本にした政治
を断行したいと思っておりますところございま
す。

残余の御質問は、関係大臣から御答弁申し上げ
ます。(拍手)

〔国務大臣(竹下登壇)〕
○国務大臣(竹下登壇) お答えいたします。

「増税なき財政再建」とは、総理からもたびたび
この場所で言明されておりますとおあり、まさに行
財政改革の理念である、このように心得ておりま
す。今後、財政改革を進めるに当たりましては、
まず歳出の見直しを行う必要がございますが、そ
の際には、安易に増税を念頭に置くということでは
なく、あくまでも行財政の守備範囲を見直すとい
う見地から徹底してこれを行ってまいりたい、こ
のように考えております。

重ねて申し上げますが、「増税なき」との基本理
念は堅持してまいる所存であります。したがっ
て、大型間接税の導入について具体的に検討して
いることもなく、また、指示を受けたことも指示
をしたこともございません。

昭和五十八年三月三日 衆議院會議録第九号

昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案の趣旨説明に対する野口幸一君の質疑

費税(仮称)を導入する考えはございません。ただ、税制調査会の五十五年十一月の中期答申、これを見ましても、五十四年十二月の国会決議をま

いずれにいたしても、この問題は国民の合意と選択の問題でございますので、今後、財政、経済情勢の動向を見ながら、また各方面、な

物品税そのものも、消費態様の変化に即応し得るよう課税範囲や負担水準等について随時見直す

それから、総理からもすでにお答えがございまして、郵便貯金事業につきましては、まさに現在、臨調の調査会において審議が行われておる

○国務大臣(松田徳太郎君) 野口議員の御質問についてお答えをいたします。

最初に、電電公社の臨時国庫納付金についてでございますが、電電公社の収支差額は、基本的に

このような見地から、電話料金につきましては、これまでも昭和五十五年十一月の夜間通話料金の引き下げ、五十六年八月の遠距離通話料金の

電電公社の臨時国庫納付金の前倒しの法的裏づけにつきましては、まさに本日、昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別

国会で御承認をいただいております総額四千八百億円の範囲内での措置でございます。これによ

郵便貯金事業につきましては、総理の御答弁に

会報告の段階で閣僚として見解を述べたことは差し控えていただきたいと存じます。

○議長(福田一君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(福田一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十九分散会

出席国務大臣

- 内閣総理大臣 中曾根康弘君
大蔵大臣 竹下 登君
郵政大臣 松田徳太郎君
自治大臣 山本 幸雄君

出席政府委員

- 大蔵省主計局次 窪田 弘君
長

○朗読を省略した議長の報告

(政府委員退任)

一、去る一日、中曾根内閣総理大臣から福田議長あて、第九十八回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨

の通知を受領した。

記

異動前の氏名 官職名 年月日 異動後の氏名

沖繩開発庁 宮島 茂 (退職) 昭和三十九年
特許庁審査 上杉 一雄 (同) 同

(政府委員承継)

一、去る一日、福田議長は、中曾根内閣総理大臣申し出の次の者を、第九十八回国会政府委員に任命することを承認した。

沖繩開発庁総務局会計課長 大岩 武
特許庁審査第一部長 野崎 紀

(政府委員任命)

一、去る一日、中曾根内閣総理大臣から福田議長あて、一日議長において承認した大岩武外一名を、同日第九十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る二月二十二日、法務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 羽田野忠文君 (理事高島修君去る二月二十二日理事辞任につきその補欠)

一、去る二月二十三日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

外務委員会
理事 山下 元利君 (理事竹内黎一君去る十日)

二月二十八日委員長辭任につきその補欠

理事 浜田卓二郎君(理事奥田敬和君去る二月二十三日理事辭任につきその補

欠)

理事 井上 泉君(理事土井たか子君去る二月二十三日理事辭任につきその補

欠)

理事 北山 愛郎君(理事高次實男君去る二月二十三日理事辭任につきその補

欠)

文教委員会

理事 馬場 昇君(理事長長谷川正三君去る二月二十三日理事辭任につきその補

欠)

(常任委員辭任及び補欠選任)

一、去る二月二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辭任

中路 雅弘君

補欠

法務委員

辭任 大久保直彦君

補欠 金子 満広君

文教委員

辭任 矢野 絢也君

補欠 有島 重武君

通信委員

辭任

大橋 敏雄君

補欠

科学技術委員

辭任

環境委員

辭任

予算委員

辭任

辭任

辭任

辭任

辭任

辭任

辭任

議院運営委員

辭任

辭任

辭任

辭任

辭任

辭任

辭任

補欠

矢野 絢也君

補欠

竹本 孫一君

補欠

藤田 スミ君

補欠

市川 雄一君

補欠

大久保直彦君

補欠

寺前 巖君

補欠

中野 寛成君

補欠

藤原ひろ子君

補欠

竹本 孫一君

補欠

熊川 次男君

補欠

北口 博君

補欠

一、去る二月二十三日、議長において、次のとお

り常任委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辭任

白井日出男君

補欠

金子 一平君

補欠

北川 石松君

補欠

竹中 修一君

補欠

金子 一平君

補欠

根本龍太郎君

補欠

村山 達雄君

補欠

外務委員

辭任

不破 哲三君

補欠

社会労働委員

辭任

大橋 敏雄君

補欠

補欠

金子 一平君

補欠

村山 達雄君

補欠

白井日出男君

補欠

竹中 修一君

補欠

北川 石松君

補欠

矢野 絢也君

補欠

大橋 敏雄君

補欠

建設委員

辭任

矢野 絢也君

補欠

関 晴正君

補欠

山花 貞夫君

補欠

科学技術委員

辭任

山原健二郎君

補欠

予算委員

辭任

金子 一平君

補欠

根本龍太郎君

補欠

村山 達雄君

補欠

市川 雄一君

補欠

藤原ひろ子君

補欠

奥田 幹生君

補欠

岸田 文武君

補欠

丹羽 雄哉君

補欠

森田 一君

補欠

谷 洋一君

補欠

根本龍太郎君

補欠

村山 達雄君

補欠

浦井 洋君

補欠

丹羽 雄哉君

昭和五十八年三月三日 衆議院會議録第九号 朗読を省略した議長の報告

浦井 洋君 金子 満広君
 中路 雅弘君 不破 哲三君

議院運営委員

清水 勇君 中村 茂君
 中村 茂君 清水 勇君

補欠

一、去る二月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

清水 勇君 中村 茂君
 中村 茂君 清水 勇君

補欠

一、去る一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

補欠

今枝 敬雄君 奥野 誠亮君
 亀井 静香君 藤本 孝雄君
 木村武千代君 根本龍太郎君
 高村 正彦君 武藤 嘉文君
 白川 勝彦君 正示啓次郎君
 高島 修君 海部 俊樹君
 森 清君 藤田 義光君
 山崎武三郎君 滋谷 直藏君
 奥野 誠亮君 今枝 敬雄君
 海部 俊樹君 高島 修君

外務委員

辞任

澁谷 直藏君 山崎武三郎君
 正示啓次郎君 白川 勝彦君
 根本龍太郎君 木村武千代君
 藤田 義光君 森 清君
 藤本 孝雄君 亀井 静香君
 武藤 嘉文君 高村 正彦君

補欠

林 保夫君 竹本 孫一君
 竹本 孫一君 林 保夫君

予算委員

辞任

補欠

上村千一郎君 熊川 次男君
 奥野 誠亮君 森 清君
 海部 俊樹君 中村正三郎君
 澁谷 直藏君 中西 啓介君
 正示啓次郎君 植竹 繁雄君
 根本龍太郎君 津島 雄二君
 藤田 義光君 山崎 拓君
 藤本 孝雄君 近藤 元次君
 武藤 嘉文君 鹿野 道彦君
 竹本 孫一君 岡田 正勝君
 植竹 繁雄君 正示啓次郎君
 鹿野 道彦君 武藤 嘉文君
 熊川 次男君 上村千一郎君
 近藤 元次君 藤本 孝雄君

一、昨日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

補欠

白井日出男君 原 健三郎君
 北川 石松君 毛利 松平君
 原 健三郎君 白井日出男君
 毛利 松平君 北川 石松君

大蔵委員

補欠

麻生 太郎君 津島 雄二君
 平沼 赳夫君 上草 義輝君
 毛利 松平君 志賀 節君
 上草 義輝君 平沼 赳夫君
 志賀 節君 毛利 松平君
 津島 雄二君 麻生 太郎君

通信委員

辞任

補欠

原 健三郎君 志賀 節君
 志賀 節君 原 健三郎君

科学技術委員

辞任

補欠

林 保夫君 竹本 孫一君
 山原健二郎君 不破 哲三君
 竹本 孫一君 林 保夫君

環境委員

辞任

補欠

藤田 スミ君 金子 満広君

予算委員

辞任

補欠

越智 伊平君 片岡 清一君
 竹本 孫一君 岡田 正勝君
 金子 満広君 小林 政子君
 不破 哲三君 三谷 秀治君
 片岡 清一君 越智 伊平君
 岡田 正勝君 竹本 孫一君

(理事補欠選任)

一、去る二月二十三日、安全保障特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 吉田 之久君(理事神田厚君去る二月二十三日理事辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二月二十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。公職選挙法改正に関する調査特別委員

辞任

補欠

大西 正男君 高村 正彦君

栗山 明君 小里 貞利君

山口 鶴男君 梅野 泰二君

岡田 正勝君 部谷 孝之君

梅野 泰二君 中村 茂君

小里 貞利君 栗山 明君

高村 正彦君 大西 正男君

中村 茂君 山口 鶴男君

部谷 孝之君 岡田 正勝君

一、昨二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
沖繩及び北方問題に関する特別委員

辭任 補欠
瀨長龜次郎君 野間 友一君

野間 友一君 瀨長龜次郎君

(議案提出)

一、去る二月二十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
水産業協同組合法の一部を改正する法律案

一、去る二月二十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

昭和五十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和五十七年度特別会計予算総則第十一條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

一、去る二月二十六日、内閣から提出した議案は

次のとおりである。

特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律案

一、去る二月二十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めめるの件

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足する第二議定書の締結について承認を求めめるの件

(議案受領)

一、去る二月二十二日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

北海道寒冷地畑作管農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作管農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

一、去る二月二十八日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

千九百八十三年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めめるの件

千九百八十二年のジュート及びジュート製品に関する国際協定の締結について承認を求めめるの件

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の

食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書の締結について承認を求めめるの件

千九百八十二年六月二十四日に採択された千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によつて改正され及び補足された国際博覧会に関する条約の改正の受諾について承認を求めめるの件

(議案付託)

一、去る二月二十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)

以上二件 地方行政委員会 付託

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

大蔵委員会 付託

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

農林水産委員会 付託

一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)(予)

一、去る二月二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

商工委員会 付託

一、去る二月二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の締結について承認を求めめるの件(条約第一号)

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足する第二議定書の締結について承認を求めめるの件(条約第二号)

以上二件 外務委員会 付託

一、去る二月二十八日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

千九百八十三年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めめるの件(条約第三号)(予)

千九百八十二年のジュート及びジュート製品に

昭和五十八年三月三日 衆議院会議録第九号 朗読を省略した議長の報告

関する国際協定の締結について承認を求めめるの件(条約第四号)(子)

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間を更に延長する千九百八十三年の議定書の締結について承認を求めめるの件(条約第五号)(子)

千九百八十二年六月二十四日に採択された千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によって改正され及び補足された国際博覧会に関する条約の改正の受諾について承認を求めめるの件(条約第六号)(子)

(調査要求承認)

一、法務委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二月二十二日これを承認した。

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
 - 一、裁判所の司法行政に関する事項
 - 二、法務行政及び検察行政に関する事項
 - 三、国内治安及び人権擁護に関する事項
- 二、調査の目的
 - 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めめる。

昭和五十八年二月二十二日

法務委員長 綿貫 民輔

衆議院議長 福田 一殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二月二十三日いづれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
 - 一、調査する事項
 - 一、国際情勢に関する事項
 - 二、調査の目的
 - 国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため
 - 三、調査の方法
 - 関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
 - 四、調査の期間
 - 本会期中
- 二、調査の目的
 - 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めめる。

昭和五十八年二月二十三日

外務委員長 竹内 黎一

衆議院議長 福田 一殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、文教行政の基本施策に関する事項
- 二、学校教育に関する事項
- 三、社会教育に関する事項
- 四、体育に関する事項
- 五、学術研究及び宗教に関する事項
- 六、国際文化交流に関する事項
- 七、文化財保護に関する事項

二、調査の目的

文教行政の実情を調査し、その対策を樹立し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めめる。

昭和五十八年二月二十三日

文教委員長 葉梨 信行

衆議院議長 福田 一殿

(質問書提出)

去る二月二十八日、議員から提出した質問主

意書は次のとおりである。

原油値下げに伴う電力・ガス料金及び石油製品価格の引き下げに関する質問主意書(岩佐恵美君提出)

一、去る一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

茨城県土浦市における高架街路建設に関する質問主意書(竹内猛君提出)

(答弁書受領)

一、去る二月二十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員岩佐恵美君提出ブチルヒドロキシアニソール(BHA)の使用制限に係る告示の施行期日の延期に関する質問主意書

ブチルヒドロキシアニソール(BHA)の使用制限に係る告示の施行期日の延期に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。
昭和五十八年二月十四日

提出者 岩佐 恵美

衆議院議長 福田 一殿

ブチルヒドロキシアニソール(BHA)の使用制限に係る告示の施行期日の延期に関する質問主意書

発癌物質BHAの使用制限の延期措置は、国民の健康をないがしろにするものであるという大き

な怒りを呼び起こしている。

食品添加物として使用されているBHAは、名古屋市立大学医学部伊東信教授のラットでの発癌試験で、その発癌性が確かめられた。

そして、昨年五月、食品衛生調査会は、BHAが「ラットに対し発癌性を示すものと評価された結果に同意する」とし、「これら添加物が食品に残留することは好ましくない」との結論を出し、五月七日に厚生大臣に意見具申をしたのである。

厚生省は、この意見具申に基づき「BHA及びこれを含む製剤は、...食品には使用しないこと」という対処方針を明確にした。そして、八月二日、施行期日を五十八年二月一日とするBHAの規制告示を出したのである。

ところが政府は、本年一月三十一日、突然BHAの使用制限に係る告示の施行期日を延期した。そして、厚生大臣談話で、「BHAの安全性について学問上の評価が国際的に分かれていることを配慮したため」とその理由を説明した。

しかし、このようなあいまいな理由による延期措置によつて、発癌物質がそのまま放置されることは、とうてい納得できるものではない。

従つて次の事項について質問する。

一 伊東信教授のBHAの発癌性についてのファイナルレポートについて

1 政府は、レポートに示されたBHAの発癌性についての結論を認めるのか、それとも否

定するのか。

2 否定するのであれば、その根拠は何か。
3 認めるのであれば、なぜBHAの規制を延期したのか。

4 判断がつかぬというのであれば、なぜ食品衛生調査会の明確な結論に従わないのか。

二 外国政府の要求によつて、特定の食品添加物に關して四カ国専門家会議なるものが開催されたことは、まったく異例である。

なぜBHAに關してのみこのような会議に応じたのか。

三 このような延期措置に至つた最大の要因が、外圧にあつたとの疑いは濃厚である。

1 中曾根総理は、「BHAは、各国から慎重にやつてほしいという話があるようだが」と発言したと伝えられているが、事実か。

2 延期措置は、総理と厚生大臣との会談に基づいてなされたと伝えられている。総理は、食品衛生に關し、一体どのような権限を持っているのか。

3 国民の生命と健康にかかわる問題で、食品衛生調査会という権威ある機関が結論を下している事項を、なぜ外国の意見によつて変更しなければならないのか。

四 今回の措置は、食品衛生調査会の権威を大きく損なうものと言わざるを得ない。
政府は、今後も、食品衛生調査会の答申と外

国政府の見解が食い違つた場合、答申を無視する考へか。

五 政府は、発癌性が明らかになつたBHAの放任による国民の健康破壊について、どのように責任を負うのか。
右質問する。

内閣衆議九八第五号

昭和五十八年二月二十二日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 福田 一殿

衆議院議員岩佐恵美君提出ブチルヒドロキシアニソール(BHA)の使用制限に係る告示の施行期日の延期に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岩佐恵美君提出ブチルヒドロキシアニソール(BHA)の使用制限に係る告示の施行期日の延期に關する質問に対する答弁書

一について

1及び2 食品衛生調査会は、伊東教授の報告書に示されたブチルヒドロキシアニソール(以下「BHA」という)の発がん性に関するデータにより、BHAは弱いながらも⁽⁴⁾3、4ラットに対し発がん性を示すものと評価し

ているところである。

3及び4 BHAの使用制限については、同物の質の食品添加物としての使用の歴史が古く、また、国際的にも広く使用されているため、内外の関心を呼ぶところとなり、日米英加四か国の専門学による科学的な検討が行われることとなつた。しかし、その科学的検討においては、人に対する安全性についての評価が一致するに至らなかつたため、更に昭和五十八年四月に開催予定のFAO・WHO(食糧農業機関・世界保健機関)の専門家会議において多数国の学者による科学的検討が行われることとなつた。このため、我が国としては、同会議の結論を待つこととし、規制の施行を一時延期することとしたものである。

なお、この措置は、既に告示されているBHAの使用制限の内容に変更を加えるものではなく、食品衛生調査会の意見具申に反するものではないと考へる。

二について

食品添加物の安全性に關しては従来から国際的に科学的な検討の場がもたれているところであり、四か国専門家会議は、先に述べた理由により、BHAを含む酸化防止剤について衛生上の観点から専門家による科学的な検討を行うこととしたものである。

昭和五十八年三月三日 衆議院會議録第九号 朗読を省略した議長の報告

三について

BHAの使用制限の施行延期については、厚生大臣が、BHAの安全性についての科学的評価が国際的に分かれていることから判断したものであり、昭和五十八年四月に開催予定のFAO・WHOの専門家会議における多数国の学者による科学的論議の結論を待つこととしてその規制の施行を一時延期したものであつて、規制の内容を変更したものではない。なお、本件については、厚生大臣から内閣総理大臣に対しても報告を行ったところである。

四について

政府としては、今後とも食品衛生の重要事項について調査審議を行う食品衛生調査会の意見を尊重することに変わりはない。

五について

食品衛生調査会の意見具申では、BHAのF344ラットに対する発がん性は弱いと指摘されており、一定の経過措置を置きながら使用されないようにすることを求めているものであつて、今回の一時延期措置により人の健康に問題が起ることはないと考える。

右答弁する。

一、去る一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員瀬長亀次郎君提出自衛隊沖縄地方連絡部の違法入居に関する質問に対する答弁書

自衛隊沖縄地方連絡部の違法入居に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十八年二月十九日

提出者 瀬長亀次郎

衆議院議長 福田 一殿

自衛隊沖縄地方連絡部の違法入居に関する質問主意書

質問主意書

那覇防衛施設局(以下「施設局」という。)と自衛隊地方連絡部(以下「沖地連」という。)が港湾法、条例に違反して、那覇港臨港地区内の民間ビルに強行的に居座り続けている。

那覇市の再三の退去勧告、退去命令を無視し、「市長の許可を得ている」と全く事実と反する強弁をするに至つては言語道断である。

しかもこのビルは、現在所有権移転登記手続請求事件として那覇地方裁判所で係争中のものである。

国の機関が、那覇市の意向や法秩序を踏みにじつて強権的に入居し続ける暴挙は断じて容認できない。

那覇市の意思と法律を尊重し、速やかにこの問題を解決すべきであるという見地から、次の事項について質問する。

一 那覇市は港湾法第四十条第一項、さらに運輸省港湾局長通達で定められた条例案に基づいて、「那覇市臨港地区内の分区における構造物

の規制に関する条例(以下「条例」という。)を制定している。

この条例で認められている事業、事務所とは、海上運送、港湾運送、通運事業の外、官公署では消防署、動植物検査所、食糧事務所、海難審判所など、すべて港湾区に適したものである。

自衛隊沖縄地方連絡部は港湾区に適さないだけでなく、民港の発展に全く関係がない。

しかもこの区域内のビルを事務所として使用することは、条例でも許されていない。

1 国の機関が、港湾法や条例に違反してまだ居座つていいというのか、政府の明確な見解を求めらる。

2 那覇市は昨年十二月二十一日、条例三条の規定に違反しているとビル所有者の沖縄総合リース、共光建設に対して自衛隊の退去を求め用途変更命令を出した。

政府は、沖地連の居座りを止めさせ、速やかに退去させるべきである。

これに対する見解を明らかにされたい。

二 施設局は、昭和五十七年七月五日那覇市が行つた聴聞会で、市長が出した「臨港区内の事務所売買についての同意申請に対する(回答)」(昭和五十五年八月八日付)と題する書面をもつて、条例三条ただし書きの許可を得たと述べている。

また、用途変更命令を受けていた沖縄総合リースと共光建設も、本年二月十六日の運輸大臣に対する不服申立て(行政不服審査法にもとづく審査請求)の中で同趣旨のことを主張している。

1 施設局が居座りの根拠としているのは、この回答書のことか。

2 条例三条ただし書きでは、市長が公益上止むを得ないと認めて許可したものはよいことになつていない。

しかし、那覇市長はビル所有者及び施設局、沖地連に対して一切許可を与えていないと説明している。

施設局は、もしその回答書を根拠とするならば、それが有効かどうかを許可権者である市に対し確認をすべきである。

その確認をとつたか。

三 那覇市の前記回答書は、当時ビルの所有者で売主の那覇港運と買主である沖縄総合リースが連名で、建築物売買の承認を求め陳情書を昭和五十五年七月二十二日に提出しているが、それに対してのものである。

市はこの書面で、「公共または公共的団体のみの使用であれば売買を承認する」旨、那覇港運に回答している。

ところが、陳情者は昭和五十五年十月十七日付で「売買契約不成立に伴い、その陳情書を念書

によつて取り下げているのである。

つまり陳情書の取下げによつて、回答書は有効でなくなつたということである。

1 施設局は聴聞会での取り下げた事実について全くふれていないが、承知しているか。

もし、知つていゝとすれば、取下げについての判断と見解を示されたい。

2 この取下げの事実を知つても、まだ那覇市の回答書が条例三条ただし書きの許可を与えているかどうか、はつきりと答えられたい。

3 当時、建物使用許可の前提となる那覇港運と沖繩総合リースの売買契約が不成立となり、しかも陳情書を取り下げたことによつて、施設局及び現在のビルの所有者が「市長の許可を得た」とする主張は成り立たない。

つまり、使用権限の法的根拠は全くないと考え、政府の明確な見解を求める。

4 沖繩総合リースは那覇港運との間で、再度売買契約が成立した直後の昭和五十五年十二月十三日、改めて「当該物件を貸事務所として国公共団体又は公共的団体の事務所として賃貸し提供したので公益上のことを考慮され格別の御審議をもつて許可されたく御願ひ申し上げます」と使用許可願を市に提出している。

しかし、これは市長の許可を得るに至つていないのである。

1 施設局はこの事実を知つてゐるか。また、この許可願は市長が拒否していることも承知しているか。

2 沖繩総合リースが許可願を新たに出したことについては、さきの陳情書を取り下げたことによつて那覇市の回答書が既に効力がなくなつたと判断したからである。

3 施設局は、この事実経過について最もよく知り得る立場にあつた沖繩総合リースからどのような説明を受けているのか。その内容を明らかにされたい。

4 この問題に関する事実経過について、施設局は市当局の説明を聞いたことはあるのか。

5 このビルは現在係争中で、その利害関係人である真栄城耳鼻咽喉科院長真栄城徳佳氏は那覇港運との売買契約を一方的に破棄されたとして昭和五十五年十一月十九日、所有権移転請求権保全の仮登記仮処分命令を那覇地方裁判所に求めている。翌二十日にはこれが認められ、仮登記がなされている。

このようなビルに沖地連が入居すること自体、極めて不当な行為と言わざるを得ない。

1 沖地連が港灣法、条例を無視し、しかもわざわざ争いのあるビルに強行的に居座つてゐる事態は、まさに不可解である。何か特別な理由があるのか。

2 施設局は、入居契約前に既にこのビルが仮登記されていることを知つていたはずである。

入居を差し控えるのが国の機関として当然のことではないのか、明確な見解を求める。

六 政府はこの問題の一切の事実経過について、那覇市から説明を聞くべきであると考え、その用意はあるか。いつ頃聞くのかも含め明らかにされたい。

七 国は地方公共団体の意思を尊重するのはもとより、法秩序を率先して遵守すべき立場にある。

にもかかわらず、施設局、沖地連は那覇市の再三の退去勧告、そして今回の退去命令を全く無視し、港灣法、条例を踏みにじつたりえ、しかも裁判係争中のビルに強権的に居座り続ける行為は絶対に許せない。

憲法に規定する地方自治の原則を踏まえ、政府は施設局、沖地連を速やかに退去させ、一刻も早く問題を解決すべきであることを強く要求する。

重ねて政府の見解を求める。
右質問する。

内閣衆議九八第六号

昭和五十八年三月一日

内閣総理大臣 中曾根康弘
衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員瀬長亀次郎君提出自衛隊沖繩地方連絡部の違法入居に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員瀬長亀次郎君提出自衛隊沖繩地方連絡部の違法入居に関する質問に対する
答弁書

一から七までについて

御質問の件に関しては、現在、沖繩総合リース株式会社及び共光建設株式会社から、那覇市長が行つた港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十条の二第一項の規定に基づく用途変更命令の取消しを求める審査請求が運輸大臣に対してなされているところであり、答弁することは差し控えたい。
右答弁する。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十八年二月一日

内閣総理大臣 中曾根康弘

昭和五十八年三月三日 衆議院会議録第九号 朗読を省略した議長報告 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十八年三月三日 衆議院會議録第九号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

投票区 の選挙 人数	区市町村		区		市		町		村	
	平日	土曜日 又は休 日	平日	土曜日 又は休 日	平日	土曜日 又は休 日	平日	土曜日 又は休 日	平日	土曜日 又は休 日
五百人未満	七〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円
五百人以上 千人未満	七〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円
千人以上 二千人未満	九〇、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円
二千人以上 三千人未満	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円
三千人以上 五千人未満	四〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円
五千人以上 一万人未満	一四、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
一万人以上 一万五千人未満	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円
一万五千人以上 二万人未満	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
二万人以上	三九、〇〇〇円	三九、〇〇〇円	三九、〇〇〇円	三九、〇〇〇円	三九、〇〇〇円	三九、〇〇〇円	三九、〇〇〇円	三九、〇〇〇円	三九、〇〇〇円	三九、〇〇〇円

第四条第二項の表を次のように改める。

投票区 の選挙 人数	区市町村		区		市		町		村	
	平日	土曜日 又は休 日	平日	土曜日 又は休 日	平日	土曜日 又は休 日	平日	土曜日 又は休 日	平日	土曜日 又は休 日
五百人未満	四、二六〇円	五、九四〇円	一〇、三九二円	四、八四〇円	五、八四〇円	一〇、五二八円	二、五〇三円	四、七六八円	六、四四〇円	

第四条第三項中「二万八千六百九十一円」を「三万三千五百八十九円」に、「二万八千六百九十一円」を「三万四千九百九十二円」に、「二万四千五百九十二円」を「二万八千九百七十一円」に改め、同条第六項の表を次のように改める。

五百人以上 千人未満	四、九三三	三、〇八八	四、九三三	三、〇八八	四、九三三	三、〇八八	四、九三三	三、〇八八	四、九三三	三、〇八八
千人以上 二千人未満	五、六四二	三、八四二	五、六四二	三、八四二	五、六四二	三、八四二	五、六四二	三、八四二	五、六四二	三、八四二
二千人以上 三千人未満	七、〇七三	四、五七三	七、〇七三	四、五七三	七、〇七三	四、五七三	七、〇七三	四、五七三	七、〇七三	四、五七三
三千人以上 五千人未満	八、五〇四	五、〇〇四	八、五〇四	五、〇〇四	八、五〇四	五、〇〇四	八、五〇四	五、〇〇四	八、五〇四	五、〇〇四
五千人以上 一万人未満	一〇、九三五	六、四三五	一〇、九三五	六、四三五	一〇、九三五	六、四三五	一〇、九三五	六、四三五	一〇、九三五	六、四三五
一万人以上 一万五千人未満	一三、三六六	七、九六六	一三、三六六	七、九六六	一三、三六六	七、九六六	一三、三六六	七、九六六	一三、三六六	七、九六六
一万五千人以上 二万人未満	一五、七七七	九、〇七七	一五、七七七	九、〇七七	一五、七七七	九、〇七七	一五、七七七	九、〇七七	一五、七七七	九、〇七七
二万人以上	一七、七八八	一〇、一七八	一七、七八八	一〇、一七八	一七、七八八	一〇、一七八	一七、七八八	一〇、一七八	一七、七八八	一〇、一七八

投票区 の選挙 人数	区市町村		区		市		町		村	
	平日	土曜日 又は休 日	平日	土曜日 又は休 日	平日	土曜日 又は休 日	平日	土曜日 又は休 日	平日	土曜日 又は休 日
五百人未満	一、七三〇円	一、七三〇円	一、七三〇円	一、七三〇円	一、七三〇円	一、七三〇円	一、七三〇円	一、七三〇円	一、七三〇円	一、七三〇円
五百人以上 千人未満	二、〇一〇円	二、〇一〇円	二、〇一〇円	二、〇一〇円	二、〇一〇円	二、〇一〇円	二、〇一〇円	二、〇一〇円	二、〇一〇円	二、〇一〇円
千人以上 二千人未満	二、二九〇円	二、二九〇円	二、二九〇円	二、二九〇円	二、二九〇円	二、二九〇円	二、二九〇円	二、二九〇円	二、二九〇円	二、二九〇円
二千人以上 三千人未満	二、五七〇円	二、五七〇円	二、五七〇円	二、五七〇円	二、五七〇円	二、五七〇円	二、五七〇円	二、五七〇円	二、五七〇円	二、五七〇円
三千人以上 五千人未満	二、八五〇円	二、八五〇円	二、八五〇円	二、八五〇円	二、八五〇円	二、八五〇円	二、八五〇円	二、八五〇円	二、八五〇円	二、八五〇円
五千人以上 一万人未満	三、一三〇円	三、一三〇円	三、一三〇円	三、一三〇円	三、一三〇円	三、一三〇円	三、一三〇円	三、一三〇円	三、一三〇円	三、一三〇円
一万人以上 一万五千人未満	三、四一〇円	三、四一〇円	三、四一〇円	三、四一〇円	三、四一〇円	三、四一〇円	三、四一〇円	三、四一〇円	三、四一〇円	三、四一〇円
一万五千人以上 二万人未満	三、六九〇円	三、六九〇円	三、六九〇円	三、六九〇円	三、六九〇円	三、六九〇円	三、六九〇円	三、六九〇円	三、六九〇円	三、六九〇円
二万人以上	三、九七〇円	三、九七〇円	三、九七〇円	三、九七〇円	三、九七〇円	三、九七〇円	三、九七〇円	三、九七〇円	三、九七〇円	三、九七〇円

第五条第一項の表を次のように改める。

二万人以上	八、四五〇	四、二五〇
一万五千人未満	六、二一〇	四、二五〇

第五条第二項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人数	区市町村		
	区	市	町村
千一人未満	一一六、六八七円	一一七、三〇七円	八三、四七九円
二千一人未満	一三六、七四九	一三七、一六五	九三、六二五
三千一人未満	一九四、九九一	一九五、六一五	一三〇、三〇五
五千一人未満	二四二、五七五	二四一、九七一	一六四、一二三
一万一人未満	三一一、七三三	三二〇、一〇七	二二〇、二一九
一万五千人未満	四〇三、七九七	四〇一、〇四八	二六七、九九五
二万五千人未満	四五八、九〇五	四五三、五九五	三〇八、八七七
三万一人以上	五二六、二四一	五一九、四九九	三五二、五三一
三万一人以上	六四五、五八九	六三三、五二一	四三三、五一

第五条第三項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人数	区市町村		
	区	市	町村
五千一人未満	一八〇、七五二	一八三、〇一八	一〇六、二九〇
一万一人未満	二三〇、〇四八	二三二、九三二	一三四、六三四
一万五千人未満	三〇三、九九二	三〇七、八〇三	一七七、一五〇
二万五千人未満	三二八、六四〇	三三二、七六〇	一九一、三二二
三万一人以上	三七七、九三六	三八二、六七四	二一九、六六六
三万一人以上	四四三、六六四	四四九、二二六	二五五、〇九六

開票区 の選挙人数	区市町村		
	区	市	町村
千一人未満	平日 四、五七五円 土曜日 五、六九七円 日曜日又は休日 七、〇七五円	平日 四、二七五円 土曜日 五、八七五円 日曜日又は休日 七、五七五円	平日 三、八七五円 土曜日 四、四七五円 日曜日又は休日 五、〇七五円
二千一人未満	平日 五、一七五円 土曜日 六、二九七円 日曜日又は休日 七、六七五円	平日 四、八七五円 土曜日 六、四七五円 日曜日又は休日 八、一七五円	平日 四、四七五円 土曜日 五、〇七五円 日曜日又は休日 五、六七五円
三千一人未満	平日 五、七七五円 土曜日 六、八九七円 日曜日又は休日 八、二七五円	平日 五、四七五円 土曜日 七、〇七五円 日曜日又は休日 八、七七五円	平日 五、〇七五円 土曜日 五、六七五円 日曜日又は休日 六、二七五円
五千一人未満	平日 六、三七五円 土曜日 七、四九七円 日曜日又は休日 八、八七五円	平日 六、〇七五円 土曜日 七、六七五円 日曜日又は休日 九、一七五円	平日 五、六七五円 土曜日 六、二七五円 日曜日又は休日 六、八七五円
一万一人未満	平日 六、九七五円 土曜日 八、〇九七円 日曜日又は休日 九、四七五円	平日 六、六七五円 土曜日 八、二七五円 日曜日又は休日 九、七七五円	平日 六、二七五円 土曜日 六、八七五円 日曜日又は休日 七、四七五円
一万五千人未満	平日 七、五七五円 土曜日 八、六九七円 日曜日又は休日 一〇、〇七五円	平日 七、二七五円 土曜日 八、八七五円 日曜日又は休日 一〇、一七五円	平日 六、八七五円 土曜日 七、四七五円 日曜日又は休日 八、〇七五円
二万五千人未満	平日 八、一七五円 土曜日 九、二九七円 日曜日又は休日 一〇、六七五円	平日 七、八七五円 土曜日 九、四七五円 日曜日又は休日 一〇、七七五円	平日 七、四七五円 土曜日 八、〇七五円 日曜日又は休日 八、六七五円
三万一人以上	平日 八、七七五円 土曜日 九、八九七円 日曜日又は休日 一〇、二七五円	平日 八、四七五円 土曜日 一〇、〇七五円 日曜日又は休日 一〇、三七五円	平日 八、〇七五円 土曜日 八、六七五円 日曜日又は休日 九、二七五円

昭和五十八年三月三日 衆議院会議録第九号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十八年三月三日 衆議院會議録第九号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

第五條第四項の表を次のように改める。

開票区 の選 票 開票 日	区市町村	
	区	市
千人未満	土曜日 は休日又 は休日	土曜日 は休日又 は休日
千人以上 二千人未満	二四、二七〇円	二四、四〇〇円
二千人以上 三千人未満	三九、〇〇〇円	三九、〇〇〇円
三千人以上 五千人未満	五三、一五〇円	五三、一五〇円
五千人以上 一万人未満	六六、六六六円	六六、六六六円
一万人以上 一万五千人未満	八九、四四五円	八九、四四五円
一万五千人以上 二万人未満	九七、六〇〇円	九七、六〇〇円
二万人以上 三万人未満	一一一、二二二円	一一一、二二二円
三万人以上	一二三、三三三円	一二三、三三三円

第五條第六項中「三千二百四十円」を「三千二百四十円」に改める。
 第六條第一項の表中「五二八、三一一」を「六〇五、〇〇九」に、「五二六、〇四五」を「六〇一、三七五」に、「一、四九五、六二七」を「一、六六〇、二六〇」に、「一、四九一、三七二」を「一、六五二、三三八」に改め、同條第二項の表中「二二六、七五六」を「二六五、一二四」に、「二二七、四四〇」を「二六三、五四〇」に、「五四五、三五二」を「六三七、六二五」に、「五四六、九九七」を「六三三、八一三」に改める。
 第七條第一項の表を次のように改める。

選挙 の世帯数	選挙	
	衆議院議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	参議院比例代表選出議員選挙
一 二十万未満	都及び大都市のある 道府県	議院議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙
二 二十万以上 三十万未満	その他の県	参議院比例代表選出議員選挙

三 四十万未満	二五八八	二五七五	一七二八
四 五十万未満	二七九一	二七七二	一七二八
五 五十万未満	二九三七	二九三七	一七五五
六 七十万未満	三〇二八	三〇二八	一八〇七
七 七十万未満	三〇三三	三〇三三	一八三四

第八條を次のように改める。

第八條 衆議院議員及び参議院選挙区選出議員の選挙の候補者氏名等掲示費の基本額は、一投票区に
 ついて次の表に掲げるとおりとする。

候補者数	金額
十 四人未満	三〇円
十 四人以上	四四
二十 七人以上	六四

2 参議院比例代表選出議員の選挙の候補者氏名等掲示費の基本額は、一投票区について次の表に掲
 げるとおりとする。

候補者数	金額
百 五人未満	九〇円
百 五十人以上	一三二
二百 五十人以上	一六六
二百 五十人以上	二〇〇

二百五十人以上未滿上	二百五十人以上未滿上	三百五十人以上未滿上	三百五十人以上未滿上
二三四	二六八	三〇一	

第八条の二の表中「八、五〇〇」を「九、五〇〇」に、「七、五〇〇」を「八、五〇〇」に、「六、五〇〇」を「七、五〇〇」に、「九、〇〇〇」を「一〇、〇〇〇」に、「八、〇〇〇」を「九、〇〇〇」に、「七、〇〇〇」を「八、〇〇〇」に、「一〇、〇〇〇」を「一一、〇〇〇」に改める。

第九条第一項の表中「三、七三〇」を「三、八八〇」に、「三、一四〇」を「三、四七〇」に、「三、〇三〇」を「三、三三〇」に、「一、一五六八」を「一、三〇四〇」に、「一〇、九五七」を「一一、七四四」に、「九、七六三」を「一一、二六五」に改め、同条第二項中「七千七百四十円」を「九千六百十二円」に、「七千七百十九円」を「九千七百七十六円」に、「六千六百三十五円」を「七千八百十七円」に改める。

第十条第一項の表を次のように改める。

施設	演説会 開催の日時	区市町村			
		区	市	町	村
学校	平日又は土曜日の昼間(土曜日の午後を除く。以下この条において同じ。)	五、六八五	五、二七五	五、一五五	
	土曜日の午後又は日曜日若しくは休日の昼間	二九、八四九	二九、七四三	二五、九九九	
学校以外の施設	平日又は土曜日の昼間	三〇、〇二六	二九、九二〇	二六、一七六	
	土曜日の午後又は日曜日若しくは休日の昼間	九、三八五	八、九七五	八、八五五	
夜	間	三三、七二六	三三、六二〇	二九、八七六	
	間	三三、五四九	三三、四四三	二九、六九九	

第十条第二項中「二万六千四百十円」を「二万四千六百六十四円」に、「二万五千八百八十四円」を「二万四千六百六十八円」に、「一万七千六百九十二円」を「一万八百四十四円」に改める。

第十三条第一項中「次の各号の表」を「次の表」に改め、各号を削り、同項に次の一表を加える。

区	分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
選挙人の数が五十万人未滿のもの		九、四九七、八八五	九、六九五、五六〇

昭和五十八年三月三日 衆議院会議録第九号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

区	認定出先機関	都道府県	
		選挙人の数が五十万人未滿のもの	選挙人の数が五十万人未滿のもの
選挙人の数が五十万人以上七十五万人未滿のもの		一、二二〇、八〇五	一、四四八、〇一五
選挙人の数が七十五万人以上百万人未滿のもの		一三、一七八、七七五	一三、四五五、五二〇
選挙人の数が百万人以上二百五十万人未滿のもの		一四、三二五、一七五	一四、五九一、九二〇
選挙人の数が二百二十五万人以上五百五十万人未滿のもの		一六、二七〇、九九〇	一六、五八七、二七〇
選挙人の数が五百五十万人以上百万人未滿のもの		一九、一九四、三七一	一九、五二二、四九一
選挙人の数が百万人以上二百五十万人未滿のもの		一八、七〇二、二九五	一九、〇一八、五七五
選挙人の数が二百五十万人以上五百五十万人未滿のもの		二二、六〇一、二九一	二二、九五九、一七六
選挙人の数が五百五十万人以上百万人未滿のもの		二二、〇二四、一六〇	二二、三七九、九七五
選挙人の数が百万人以上二百五十万人未滿のもの		二五、〇三九、六三五	二五、三九七、五二〇
選挙人の数が二百五十万人以上百万人未滿のもの		二四、三三八、九五〇	二四、六九四、七六五
選挙人の数が百万人以上二百五十万人未滿のもの		三九、二六四、八三〇	三九、六六二、四八〇
選挙人の数が二百五十万人以上百万人未滿のもの		三七、九七七、四一〇	三八、三七二、七六〇
選挙人の数が百万人以上二百五十万人未滿のもの		二、三二四、六〇〇	二、四〇三、六七〇
選挙人の数が二百五十万人以上百万人未滿のもの		一、二五九、〇五五	一、二九八、五九〇
選挙人の数が百万人以上二百五十万人未滿のもの		四、九七七、四〇〇	五、一二二、四〇〇
選挙人の数が二百五十万人以上百万人未滿のもの		三、一〇九、五〇七	三、一九六、五〇七
選挙人の数が百万人以上二百五十万人未滿のもの		三、七四一、五〇七	三、八二八、五〇七
選挙人の数が二百五十万人以上百万人未滿のもの		四、五七一、〇〇七	四、六五八、〇〇七

昭和五十八年三月三日 衆議院會議録第九号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	二五、〇一一
選挙人の数が二万人以上のもの	二五、〇一一

第十三条の二第一項中「四百二十六円」を「五百四十六円」に改める。

第十四条第一項第一号から第三号までの規定中「五千六百円」を「六千三百円」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「四千五百円」を「五千五百円」に改める。

第十五条第一項中「千九百円」を「千五百五十円」に、「六十円」を「百二十円」に改める。
第十七条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 参議院選挙区選出議員の再選挙若しくは補欠選挙又は参議院比例代表選出議員の再選挙若しくは補欠選挙をそれぞれ単独に行う場合において、前項の規定によりこれらの選挙の執行に要する経費の額を算出する場合における第六条第一項又は第二項の規定の適用については、同条第一項の表中「一、六六〇、二六〇」とあるのは「九〇九、九三〇」と、「一、六五二、三四八」とあるのは「九〇五、五六二」と、同条第二項の表中「六三七、六二五」とあるのは「三八七、七四五」と、「六三三、八一三」とあるのは「三八五、四二七」とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、この法律の施行後初めて行われる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日(以下「公示日」という。)以後にその期日を公示され又は告示される国会議員の選挙(その期日の公示又は告示の日が公示日前である国会議員の選挙に係る再選挙及び補欠選挙を除く。)並びにこの法律の施行後その期日を告示される最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用する。

3 この法律の施行後公示日の前日までにその期日を公示され又は告示される国会議員の選挙並びに公示日前にその期日を公示され又は告示される国会議員の選挙に係る再選挙及び補欠選挙(公示日以後にその期日を告示されるものに限る。)について公職選挙法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第八十一号)附則第一条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定を適用する場合における同法第四条第一項から第三項まで及び第六項、第五条第一項から第四項まで及び第六項、第六条第一項及び第二

項、第七条第一項、第八条、第八条の二、第九条第一項及び第二項、第十条第一項及び第二項、第十三条第一項から第三項まで、第十三条の二第一項、第十四条第一項、第十五条第一項並びに第十七条第二項及び第三項の規定に定める国会議員の選挙の執行経費の基準については、これらの規定にかかわらず、当該国会議員の選挙の執行経費の基準について定める新法第四条第一項から第三項まで及び第六項、第五条第一項から第四項まで及び第六項、第六条第一項及び第二項、第七条第一項、第八条、第八条の二、第九条第一項及び第二項、第十条第一項及び第二項、第十三条第一項から第三項まで、第十三条の二第一項、第十四条第一項、第十五条第一項並びに第十七条第二項の規定の例による。この場合において、新法第六条第一項の表及び第二項の表中「参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会」とあるのは「参議院地方選出議員選挙会及び参議院全国選出議員選挙分会」と、新法第七条第一項の表中「参議院選挙区選出議員選挙」とあるのは「参議院地方選出議員選挙」と、「参議院比例代表選出議員選挙」とあるのは「参議院地方選出議員選挙」と、同条第二項中「参議院比例代表選出議員」とあるのは「参議院全国選出議員」と、同項の表中「九〇」とあるのは「四〇〇」と、「一三三」とあるのは「四四二」と、「一六六」とあるのは「四七六」と、「二〇〇」とあるのは「五〇〇」と、「三三四」とあるのは「五四四」と、「二六八」とあるのは「五七八」と、「三〇二」とあるのは「六一二」と、新法第八条の二及び第十條中「参議院選挙区選出議員」とあるのは「参議院地方選出議員」と、新法第十四条第一項中「参議院比例代表選出議員選挙」とあるのは「参議院全国選出議員選挙」と、新法第十五条第一項及び第十七条第二項中「参議院選挙区選出議員」とあるのは「参議院地方選出議員」と、「参議院比例代表選出議員」とあるのは「参議院全国選出議員」とする。

4 この法律の施行前にその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

理由
最近における賃金及び物価の変動等の事情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの現行の基準が実情に即さないものとなつたので、所要の改定を加えようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 最近における賃金等の上昇に伴い、投票所経費、開票所経費等の積算単価である超過勤務手当及び投票管理者、開票管理者、立会人等の費用弁償その他の額を実情に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定すること。

2 最近における物価の変動等に伴い、選挙公報発行費、ポスター掲示場費等の積算単価である印刷費その他の額を実情に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定すること。

3 この法律は、公布の日から施行し、施行後その期日が公示され又は告示される国会議員の選挙等から改正後の基準額を適用すること

となるよう所要の措置を講ずるものとする。

4 その他所要の規定の整備を図るものとする。

二 議案の可決理由

本案は、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費の基準を実情に即するようにするもので、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和五十八年度一般会計予算に約二十七億三千万円が計上されている。

昭和五十八年二月二十三日

公職選挙法改正に関する調査特別委員長 中野 四郎

衆議院議長 福田 一殿

電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十八年一月二十八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律

電話加入権質に関する臨時特例法(昭和三十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「昭和五十八年三月三十一日まで」を「当分の間」に改め、同条第二項中「かつ、昭和五十八年三月三十一日までに」を削り、「同年四月一日以後も」を「前項の規定による質権の設定が許容されなくなつた後も」に改める。

第八条中「通信省令」を「郵政省令」に改める。

第九条中「通信省令」を「郵政省令」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十三条中「又は」を「若しくは」に改め、「しよ」とする者」の下に「又は同項の原簿を閲覧しようとする者」を加え、「改令で」を「公社が郵政大臣の認可を受けて」に改める。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の番号を削る。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

電話加入権に対する質権の設定の状況等にかんがみ、当分の間、電話加入権に質権を設定することができる制度の存続を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、電話加入権に対する質権の設定の状況等にかんがみ、当分の間、電話加入権に質権を設定することができる制度の存続を図る等のため、所要の改正を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 電話加入権に質権を設定することについて、昭和五十八年四月一日以後も当分の間許容すること。

2 質権の設定の登録をする場合等の手数料の

昭和五十八年三月三日 衆議院会議録第九号 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案及び同報告書

額について、日本電信電話公社が郵政大臣の認可を受けて定めることとする。

3 その他所要の規定の整備を行うこと。

4 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

電話加入権に対する質権の設定の状況等にかんがみ、当分の間、電話加入権に質権を設定することができ、この制度の存続を図ることは妥当と認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十八年三月二日

通信委員長 左藤 恵

衆議院議長 福田 一殿

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十八年一月二十八日

内閣総理大臣 中曽根康弘

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律(昭和三十五年法律第六十四号)は、廃止する。

法律(昭和三十五年法律第六十四号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十八年三月三十一日から施行する。

2 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定等の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律の一部改正)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定等の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律(昭和二十七年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条第二項を削り、同条第三項中「第三条」を「第二条」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四条

項を同条第三項とし、同条を第三条とする。

3 電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法の一部改正)

電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法(昭和三十八年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「電話設備費負担臨時措置法(昭和二十六年法律第二百二十五号)又は」を「電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律(昭和五十八年法律第 号)による廃止前の」に改める。

理由

電信電話等の需要を充足するための態勢が整つたことにかんがみ、加入電話加入申込者等による電信電話債券の引受制度を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、加入電話加入申込者等による電信電話債券の引受制度を昭和五十八年三月三十一日から廃止するものである。

二 議案の可決理由

電信電話等の需要を充足するための態勢が整つたことにかんがみ、加入電話加入申込者等による電信電話債券の引受制度を廃止することは妥当な措置であると認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十八年三月二日

通信委員長 左藤 恵

衆議院議長 福田 一殿

去る二月二十四日は、会議を開くに至らなかつたので、同日の議事日程をここに掲載する。

議事日程 第五号

昭和五十八年二月二十四日(木曜日)

午後一時開議

第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣

提出)

去る一日は、会議を開くに至らなかつたので、同日の議事日程をここに掲載する。

議事日程 第六号

昭和五十八年三月一日(火曜日)

午後一時開議

第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

衆議院会議録第四号中正誤

六 一段 行 誤 正

六 一三 寄って よって

衆議院会議録第五号中正誤

八 一段 行 誤 正

八 三 末六 羽燈 光彦 羽燈 光彦

昭和五十八年三月三日 衆議院會議録第九号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

一六二

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
〒105
電話 東京 五三三三(大代)

一定価一
一〇円部